

障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書

平成18年4月から施行された障害者自立支援法により、障害者福祉の現場はいまだに混乱がおさまらない状況にある。特に、障害者施設や居宅支援の利用にかかる原則1割の定率負担の導入は、障害者の生活を直撃し、施設からの退所、サービス利用の制限などの形で問題化した。

政府は、障害者自立支援法に関連し、平成20年度までの特別対策として、利用者負担の軽減措置や事業者への激変緩和措置を行い、さらに、この特別対策を平成21年度以降も継続し、障害児のいる世帯への軽減策などを上乘せするとしている。これらについては、一定の評価をするものの、緊急避難的な処置にすぎない。

そもそも、法施行から1年も経ずに特別措置が必要となる事態に追い込まれ、さらに2年を経ずに特別対策の継続と上乘せが必要となる事態は、障害者自立支援法そのものの制度設計に無理があり、抜本的な改正を免れないということである。

平成18年12月、国連総会で障害者の権利条約が全会一致で採択され、平成19年9月、日本は同条約に署名を行っている。

よって、政府ならびに国会におかれては、世界の潮流にかんがみて、真に障害者の自立と社会参加を求める立場から、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 障害者自立支援法を廃止し、障害者権利条約にもとづく新法制定をはかること。
2. 利用者に原則1割の定率負担を求める応益負担を廃止すること。
3. 障害福祉サービスの量と質を確保するため、指定障害福祉サービス事業者等に対する報酬単価を見直し、適正な水準とすること。
4. 障害者が地域で人間らしく生きていけるように、社会基盤整備について立法処置を含めた拡充策を進めること。また、地域生活支援事業について財源保障を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月16日

御 坊 市 議 会

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫	殿
厚生労働大臣	長妻昭	殿
財務大臣	藤井裕久	殿